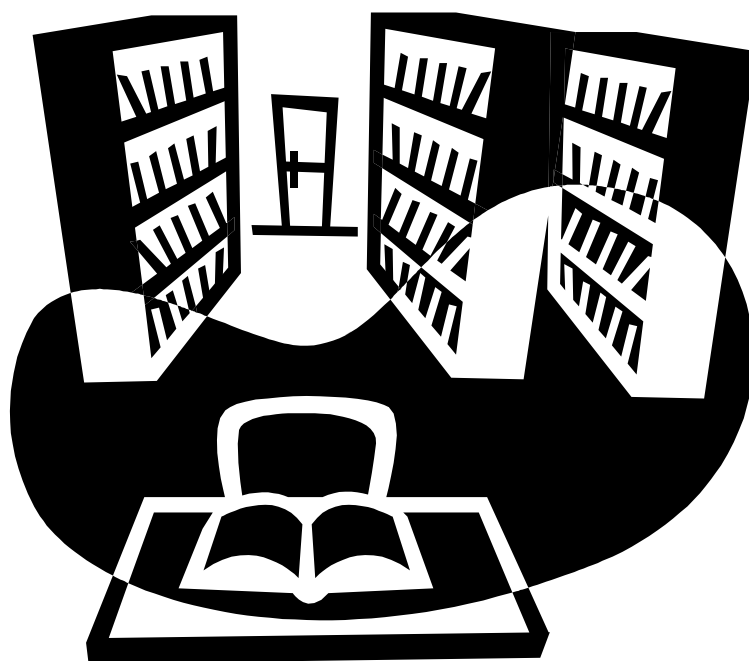


津島市子ども読書活動推進計画

(第二次)

2011～2015



津島市教育委員会

はじめに

子どもたちが、将来への夢と希望を持ち健やかに育つには、読書は非常に役立ちます。

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体でその推進を図っていく必要があります。

津島市では、平成18年3月「津島市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動の気運を高めるため家庭・地域・学校・図書館等で様々な取り組みを進めてきました。

計画期間中の平成20年度から図書館の図書に親しんでもらう目的で、小学生を対象に図書館カードの登録を進めています。また、平成21年度から順次開校している放課後子ども教室は、図書館の司書が選書した図書を積極的に借りる等図書館の図書利用に努めてまいりました。

更に図書館では、読み聞かせやお話会コーナーの充実が図られ、より市民に親しまれる場所として活用され、地域では、学校や図書館で読み聞かせを行うボランティアの個人や団体が増加しております。

しかしながら、テレビ、インターネット、携帯電話等、様々な情報メディアの発達・普及は子どもたちの生活環境を大きく変化させ、子どもの読書離れ、活字離れが叫ばれて久しい昨今、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、第一次計画で示したメニューを確実に実行し、また新たな展開をしていく必要があります。

子どもたちが自主的に本に親しみ、生涯にわたり読書習慣を身につけられるよう、第一次計画を基本的に踏襲し概ね5年間の総合的な施策の方向を示す「津島市子ども読書活動推進計画（第二次）」を策定しました。

子ども読書活動に取り組まれている関係者はもとより、多くの市民の皆さんのご協力、ご指導をいただき共に計画推進に向け歩んでいただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

平成23年8月

津島市教育委員会 教育長 宇佐美 清毅

津島市子ども読書活動推進計画（第二次）

目次

第1章 基本的な考え方.....	1
1 策定の経緯	1
2 基本方針.....	1
3 計画期間.....	2
4 計画の体系.....	2
5 計画の推進.....	3
第2章 子どもの読書活動推進のための方策.....	3
1 家庭・地域・学校における子どもの読書活動推進.....	3
(1) 家庭・地域における子どもの読書活動推進.....	3
《現状と課題》.....	3
《施策の方向》.....	4
(2) 学校等における子どもの読書活動推進.....	6
《現状と課題》.....	6
《施策の方向》.....	7
2 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備・充実.....	8
(1) 市立図書館の整備・充実.....	8
《現状と課題》.....	8
《施策の方向》.....	9
(2) 学校図書館の整備・充実.....	10
《現状と課題》.....	10
《施策の方向》.....	11
(3) 子どもの読書活動推進体制の整備・充実.....	11
《現状と課題》.....	12
《施策の方向》.....	12
3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及.....	13
(1) 啓発広報事業の推進.....	13
《現状と課題》.....	13
《施策の方向》.....	13
◎ 津島市子ども読書活動推進計画の体系.....	15

第1章 基本的な考え方

1 策定の経緯

国は、平成11年8月、子どもの読書活動を国を挙げて支援するため、平成12年を「子ども読書年」とし、平成13年12月には「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行し、4月23日を「子ども読書の日」とすることを定めています。

平成14年8月、政府はこの法律の規定に基づき、「子どもの読書活動推進に関する基本的な計画」を策定し、平成20年3月に「子どもの読書活動推進に関する基本的な計画（第二次）」を策定しています。

愛知県においても平成16年3月、「愛知県子ども読書活動推進計画」が策定され、平成21年9月に「愛知県子ども読書活動推進計画（第二次）」が策定されました。

津島市では、平成18年3月に「津島市子ども読書活動推進計画」を策定し、計画期間の5年を経過していることからこれまでの取組や成果、そして課題を検証したうえで、「津島市子ども読書活動推進計画（第二次）」を策定しました。

2 基本方針

子どもたちが夢と希望を持ち、健やかに育つためには、学校における教育活動の充実はもとより、家庭、地域、学校を通じ、社会全体で取り組むことが必要です。子どもの生活全体を見直し、生活体験、社会体験や自然体験など様々な活動を経験することで、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性などの、「生きる力」を育むための環境づくりが求められています。

とりわけ読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深くします。つまり読書活動は子どもが、「生きる力」を身につけていく上で欠くことのできないものです。しかし、今日の子どもの読書離れは憂慮すべき事態であり、社会全体でその推進を図る必要があります。

このような中で国においては、平成11年8月、子どもの読書活動を国を挙げて支援するため、平成12年を「子ども読書年」としました。平成13年12月には「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行されました。

平成14年8月に、政府はこの法律の規定に基づき、「子どもの読書活動推進に

関する基本的な計画」を策定し、平成20年3月には「子どもの読書活動推進に関する基本的な計画（第二次）」を策定しています。

愛知県においても平成16年3月、「愛知県子ども読書活動推進計画」が策定され、平成21年9月に「愛知県子ども読書活動推進計画（第二次）」が策定されました。

その計画内容は、県内市町村が「子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」を独自に策定するための指針となるものとされています。

このような国や県の動きを受け、「津島市のすべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭、地域、学校、行政が一体となり、子どもが読書に親しむ機会の提供と読書環境の整備・充実、子どもの読書活動に関する理解と関心の普及」を基本方針として、本市の子どもの読書活動の推進を目指すため、県の計画に則し、「津島市子ども読書活動推進計画（第二次）」を策定するものです。

3 計画期間

平成23年度から平成27年度までの5年間

4 計画の体系

基本方針に基づき、本計画の体系を次のとおりとする。

基本目標・推進方策	重点
1 家庭・地域・学校における子どもの読書活動推進	(1) 家庭・地域における子どもの読書活動推進 (2) 学校等における子どもの読書活動推進
2 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備・充実	(1) 市立図書館の整備・充実 (2) 学校図書館の整備・充実 (3) 子どもの読書活動推進体制の整備・充実
3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及	(1) 啓発広報事業の推進

5 計画の推進

子どもを取り巻く社会状況は変化しますが、子どもの読書の重要性は変わることはありません。

子どもたちの豊かな心を育てるのは大人の責務です。

今後とも、連絡・協議を重ねながら、子どもたちが本と出会い、親しむ環境づくりを推進します。

第2章 子どもの読書活動推進のための方策

1 家庭・地域・学校における子どもの読書活動推進

- 子どもの読書活動の推進のため、家庭・地域・学校がそれぞれの機能を発揮し、子どもが積極的に読書を行う意欲や態度を養い、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、学校や図書館などの関係機関、民間団体、事業者等と連携し、子どもの発達段階に応じた読書活動を、家庭・地域・学校において積極的に推進します。

(1) 家庭・地域における子どもの読書活動推進

- 家庭は、子どもが最初に読書と出会う場であるだけでなく、読書に対する興味や関心を培う上でも重要な役割を担っています。
特に、乳児期には、赤ちゃんからはじまる本との出会いと、絵本を通じた親子のコミュニケーションのきっかけをつくるのが大切です。幼児期では、読み聞かせなどを通して親子の温かい人間関係を育むとともに、子どもの精神的な安定感や親への信頼感を養い、基本的な生活習慣や自主性を培うのが大切です。
このため、家庭における読書の大切さを啓発するとともに、地域においては図書館が中心となって児童館や民間団体等と連携し、読書の楽しさを知ることができるよう取り組みを推進します。

《現状と課題》

今日、テレビを始め、インターネット・携帯電話等による映像メディアが普及する一方、生活水準の沈滞と多様化する嗜好から書籍の購入は控えられ、本に親しむ機会は減少しつつあります。家庭環境においても、読書離れした世代による核家族化や共働き夫婦の増加に伴い、幼児期に本と出会う機会が減少していると指摘されています。

こうした社会や家庭の環境変化を踏まえ、市立図書館では幼児期に本と出会う機会をつくり、絵本を通して親子のふれあいを深める読書活動「ブックスタート」に

取り組んでいます。

「ブックスタート」とは赤ちゃんと本との出会いの場を定期的に設け、絵本を通して親子のふれあいを深めつつ、家庭での読書環境づくりにつなげる活動です。このため、保護者に向けて家族で図書館を利用し、本に親しむ家庭環境づくりを啓発することも課題として取り組む必要があります。

なお、平成 22 年度より市立図書館ではボランティア団体と協働し、本館と分室 1ヶ所でブックスタートを本格的に始動させました。また、成長に合わせて持続的に本に親しめるよう学年別おすすめ本リストも毎年作成しています。今後、さらなる本との関わりの大切さを啓発するため、関係機関や団体と連携し、地域や社会全体で読書環境を整備する取り組みが必要です。

《施策の方向》

① 家庭における子どもの読書活動への支援

ア はじめての本との出会いづくり

市立図書館において、ブックスタート支援事業として、「ブックスタート～はじめての絵本～」相談コーナーの常時開設を継続します。図書館司書が絵本の選び方や読み聞かせの方法について、保護者に助言し、また、乳幼児期から親子で本に親しむ環境づくりのため、赤ちゃん絵本のリストの充実に努めます。

イ 読書活動推進のための家庭教育の向上

家庭教育に関する様々な学習機会をとらえて、保護者の読書活動への理解の促進を図り、家庭が本に親しむことができる環境になるよう働きかけます。

ウ 家庭での読書活動の育成

初めて読書活動に出会う乳幼児期にあっては、親子のふれあいを通じた読書習慣づくりを、学齢期の低学年においては、絵本等の読み聞かせなどによって、読書に親しむ時間を設けるよう啓発し読書習慣づくりに努めます。

エ 子どもの発達状態に応じた優良な図書の紹介

保護者に読書の重要性を認識し、知識を深めてもらうため、子どもの発達段階に応じたリーフレットやおすすめ絵本リストの充実に努め、読書に親しむ習慣の啓発に努めます。

② 図書館等における子どもの読書活動の推進

ア 読み聞かせ、おはなし会などの充実

子どもと本の出会いの場として、ブックスタート支援事業「はじめての絵本・赤ちゃんへのよみきかせ」、「赤ちゃんのためのおはなし会」をはじめとした子どもの年齢に応じた、各種読み聞かせ会やおはなし会を充実させます。

また、本への興味を引き出せるよう「一日図書館員」、「たなばた会」、「クリスマス会」をはじめ、子どものニーズに合わせた各種行事を企画します。

イ 読書活動を支える人材育成

保護者をはじめ様々な世代や幅広いボランティア等、家庭や地域で読書活動に携わる人材の育成に努めます。

ウ 児童図書とレファレンスサービスの充実

子どもが求める本や情報を提供するための図書を購入し、児童書の充実に努めます。子どもの発達段階に応じた「おすすめ本コーナー」や、子どもの感受性を豊かにするための「季節もののコーナー」を充実させ、読書に親しむ習慣の啓発に努めます。

また、子ども読書に関するレファレンスサービス（調べたいことに対する窓口・相談業務）の充実に努めます。

エ 障がいのある子どもを対象にした図書資料等の充実

障がいのある子どもが楽しむことのできる図書資料等の整備に努めて利用の促進を図るとともに、障がいのある子どもの読書活動を支援していきます。

オ ボランティアの参加促進とボランティアに関する情報の提供

子どもに対する新たな図書館サービスを展開していくために、必要な知識・技能等を有するボランティアの参加促進に努めます。

地域や図書館で活動しているボランティア等を支援するとともに、その活動情報を地域に提供していきます。

③ 関係機関との連携による子どもの読書活動推進

ア 学校図書館との連携

子どもの支援をより効率的、効果的に推進していくために、学校・公立図書館連絡会が設置されており、図書館と学校とのさらなる情報交換に努めます。

イ 幼稚園、保育所（園）、学校との連携

市立図書館の利用を促すために、リーフレット「としょかんへいこう」を発行し、園児、児童、生徒に配布し、さらに図書館を身近に感じてもらうために図書館の団体見学の受入れに努めます。

また各園、各校で実施する子どもの読書活動の支援者養成のための講座等に、図書館司書を派遣します。

ウ 児童館等との連携

児童館等への読書活動の協力・情報提供など、子どもたちがより多くの本と出会えるよう、各施設と連携を図り、読書活動の取り組みに積極的に参加し、読書の必要性と推進のためのPRに努めます。

また、子どものニーズに応じた団体貸出の利用促進に努めます。

エ 総合保健福祉センターとの連携

保健センターでの乳児健診の際に乳児への読み聞かせ等を説明しながら保護者に絵本を手渡す、「津島市乳児健診時読み聞かせボランティア」に対し、絵本の読み方や、読み聞かせの方法について図書館司書が助言します。

④ 民間団体の活動に対する支援

ア 民間団体等への情報提供による支援

民間団体等の人材や資源を活かした活動に対して、関連情報（子どもゆめ基

金の活用奨励)を提供し、地域の読書活動を支援します。

(2) 学校等における子どもの読書活動推進

- 学校は、業間の時間や各教科の学習、特別活動や総合的な学習の時間等の活用を通して、子どもの読書習慣の形成や図書館の利用促進に大きな役割を果たしています。

また、幼児期や小学校期におけるよい本との出会いは、子どもの豊かな感性を育て、読書に対する興味・関心を広げるものであり、中学生・高校生期における読書は自我の確立や人格形成に大きな影響を与えるものと考えられています。

このため、学校等においては、子どもの発達段階に応じて読書の楽しさを指導するとともに、計画的・継続的な読書活動を推進します。

《現状と課題》

『読書に親しむ』『本が好き』という観点で分析すると、読む本のジャンルも広がり、本好きで読書を楽しんでいる子どもは増えてきており、各小中学校が取り組んでいる読書活動の成果が、少しずつではあるが現れてきています。本をよく読む子どもは、学齢にはあまり関係なく、その子の育ちの環境にも関係があると考えられます。中3は入試対策の関係で読書をよくします。

本市の小中学校の図書にかかわる活動は、読書を習慣化や本との楽しい出会いをねらい、読書時間も確保した「朝の読書タイム・校内一斉読書」、教師やボランティアによる「読み聞かせ」や、「校内読書週間」の設定、啓発活動として「学校図書館だより」の発行、クイズを取り入れた本の紹介や大型絵本の読み聞かせ等で本の楽しさを紹介する「図書集会」、その他「学校図書館オリエンテーション」や「全校読書感想文」など様々なものがあります。また、PTAとの連携による図書の修理、整とんも行っています。その実施状況は以下のとおりとなっています。

小 学 校	実施	未実施	計	中 学 校	実施	未実施	計
一斉読書等	8	0	8	一斉読書等	4	0	4
読み聞かせ	8	0	8	読み聞かせ	0	4	4
独自事業 (読書週間等)	8	0	8	独自事業 (読書週間等)	4	0	4

(データ・平成23年1月調べ)

今後の課題は、各学校間の情報交換が円滑に行われるように支援していくことです。それぞれの学校が、子どもの読書習慣形成のためにいろいろと工夫し、実施し

ている読書活動について、情報交換し、話し合うことでよりよい活動となり、大きな効果を上げることができると考えるからです。そして、そのよりよい読書活動を継続して取り組むことができるような支援も必要です。

また、学習指導要領では、各教科における調べ学習を通して、「自ら学ぶ力」の育成を目指した学校図書館の活用の促進が示されています。学校図書館を活用して、抱いた疑問を解決したり、調べたことや分かったことをまとめて発信したりすることができるように、子どもたちを支援していかなくてはなりません。そのためには、豊富で整理された本や資料が必要になります。そこで、学校図書館と市立図書館とのネットワークが重要になってきます。

さらに、幼稚園、保育所（園）などにおける幼児期の子どもの読書活動についても、子どもたちの遊びの中に、本の読み聞かせやわらべうたを取り入れるなど、読書の大切さを認識し、それぞれの施設が独自の方法で取り組んでいます。この時期の子どもたちは、本との出会いがより大切です。そこで、選書については、市立図書館と連携をとり、常に新しい情報を得て環境を整えていかねばならないと考えています。

《施策の方向》

① 読書習慣の確立と読書指導の充実

ア 読書指導の充実

子どもの読書習慣を定着させるため、全校一斉読書活動「朝の10分間読書」の設定や校内で設定した読書週間・月間の実施事業等を支援し、読書の時間の確保に努めます。

また、子どもが読書の楽しさを味わえるような指導法の工夫や取り組みを充実させ、教師や子どもによる読み聞かせ活動や学校の特色に応じた推薦図書等のリストの作成、読書指導の資料や教材の組織的な活用を推進し、子どもが読書を通して自分の考えを深めたり、自己を内省したりすることができるよう努めます。

イ 自主的読書活動の支援

学級活動等の時間に図書委員が作成した「図書たより」等を題材に活動を行ったり、図書委員による異学年の子どもに対する読み聞かせ会や読書行事の開催など、児童・生徒のアイディアを活かした自主的・実践的な活動を支援し、子どもの読書活動の充実を図ります。

ウ 学校図書館の活用

各教科、特別活動、総合的な学習の時間等において学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、子どもの主体的意欲的な読書活動や学習活動を充実させます。

主体的な学校図書館の活用のために、学校図書館の機能と利用の方法、図書の分類と配列、学習参考図書の利用方法等、子どもの理解を深めさせるよう努めます。また、蔵書内容を活性化するため、市立図書館の団体貸出制度の利用

促進を図ります。

児童、生徒が進んで読書を楽しむために自然に足を運びたくなるような、明るく落ち着いた魅力ある、心のオアシスとなる学校図書館にします。

② 家庭・地域との連携による読書活動推進

ア P T Aや地域ボランティア等の活用と支援

P T Aや地域のボランティアの人々に依頼し、読み聞かせや図書の修理、整とんの活動を行います。

イ 学校図書館を活用した地域との取り組み

学校図書館を活用し、学校、家庭、地域が一体となった子ども読書活動推進のための取り組みを行います。

③ 幼稚園や保育所（園）等における読書活動推進

ア 読み聞かせなど本に親しむ活動の充実

絵本などの充実を呼びかけるとともに、市立図書館の団体貸出制度の利用促進を図り、子どもたちが本に接する機会を増やします。

子どもたちに読み聞かせやおはなしを通して日常的に本の楽しさが伝わるように啓発します。

2 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備・充実

- 子どもの読書活動の推進のため、市立図書館はもとより学校図書館の図書資料を充実し、子どもの身近なところに読書のできる環境を整備するとともに、読書活動を推進する組織を設置するなど、行政、民間等による体制の整備を推進します。

（1）市立図書館の整備・充実

- 図書館は、子どもが学校以外で本と出会い読書を楽しむことができる場であり、子どもの読書活動推進に大きな役割を果たしています。

従って、様々な立場や環境にある子どもが利用できるよう、新鮮で多様な資料の選択・収集に努めます。

また、学校、幼稚園、保育所（園）等における子どもの読書活動を支援するため各施設と連携し、図書館資料やサービスの活用を促進し、さらに、民間団体、ボランティアと協力し、子どもの読書活動の充実を図ります。

《現状と課題》

市立図書館では児童用図書や絵本・紙芝居を豊富に取り揃え、分室2ヶ所と共に読書推進の中心的役割を担っています。

児童向け読書事業については定期的な読み聞かせ事業を始め、毎年11月には県内外の自治体から読み聞かせグループを集めて読み聞かせ大会を開催するなど、他

地域とも連携して事業を展開しています。こうした事業は言うまでもなくボランティア団体と連携を図った結果であり、今後もより協働して事業を継続・進展させる必要があります。

また、子どもに本や図書館の魅力を伝える取り組みとして、おすすめ本の投票や感想文の掲示のほか、1日図書館員の募集・職場体験・見学等の受け入れ等を積極的に実施しています。

なお、市立図書館は平成20年から月曜も開館し、21年から貸出制限数を1人10冊まで緩和しました。この結果、絵本を始めとする児童書の利用は飛躍的に増加し、本に親しむ機会を広げつつあります。

一方で、子ども読書活動推進のためには、児童図書館の充実を基本として、インターネットを活用した予約システムの整備、ホームページ等を利用した情報提供が欠かせません。また学校との連携の在り方についても重要な課題です。このため、予約システムの確立を始め、事業の実施や新着本の紹介などを子どもや保護者にわかりやすく情報提供する一方、学校とも相互に情報を供与することが必要です。

○類別児童蔵書数（単位：冊）

全体	児童書				
	児童書	絵本	紙芝居	その他	計
	42,630	25,499	2,056	2,060	72,245

○年齢別利用状況（上段：歳、下段：冊）

年齢	全体	0-6	7-12	13-15	16-18	計
貸出冊数	487,265	43,470	80,841	9,311	5,034	138,656

（データ・平成22年度図書館年報より）

〈施策の方向〉

① 図書館の機能の充実

ア 県立図書館との連携強化

県立図書館とのネットワーク接続及び利用者の求めに応じた図書の相互貸借を、今後も積極的に行っていきます。

イ 他市町村等図書館とのネットワーク化

他市町村等の図書館とのネットワークの拡充については今後も継続します。

② 図書館の図書資料・設備等の整備・充実

ア 図書資料の充実

幼児から青少年までの年代別に留意した選書を心がけるとともに、調べ学習

に役立つ図書資料の充実を図ります。

また、神守・神島田公民館図書室の図書資料を充実させるため、定期的に図書資料の入れ替え作業を継続実施します。

イ 施設の整備

子どもや保護者が親しみやすく、利用しやすい施設を目指し、書架や利用案内板を工夫するとともに、おはなし会用の場所の整備に努めます。

ウ 郷土資料等の収集・保存

子どもに関わる郷土資料等や歴史的資料等の収集・保存に努めます。

エ 利用者用のコンピューターの設置など情報化の推進

利用者が操作できる図書館内設置の図書検索機により情報提供を進めます。

オ インターネットを活用した情報の発信

図書館ホームページを充実し、子どもと本を結ぶ情報の提供に努めます。

③ 障がいのある子どもの読書環境の整備・充実

ア 図書館における障がいに対応した設備の活用

関係機関と連携し、障がいのある子どもの実情を把握し、障がいの状況に応じた選書や環境の工夫、視聴覚機器の活用に努めます。

イ 障がいに対応した図書資料の整備

関係機関と連携し、障がいのある子どもが楽しめる図書資料等の収集・整備を検討します。

(2) 学校図書館の整備・充実

- 学校図書館は、子どもが日常的に読書を楽しむ場所であるとともに、読書活動や読書指導の場として子どもたちの豊かな心を育み、自発的・主体的な学習活動を支援するという重要な役割を果たしています。

このため、学校図書館が、読書センター・学習センターとして、その役割が十分に果たすことができるよう、図書資料の整備・充実に努めます。

《現状と課題》

学校図書館の図書資料の整備状況については、毎年順次整備を進めてはいますが、蔵書数や整理状況等、各学校でばらつきがあります。今後は、新しい図書の購入、古本や汚損している本の買い替えを進め、子どもたちにとって魅力ある本をそろえて、学校図書館基準の蔵書数の確保に努めます。また、図書館内の書架のレイアウト等を工夫して、温かみがあり、利用しやすい環境整備をしていきます。

学校図書館の利用者数に目を向けて見ると、学年が上がれば上がるほど少なくなっています。この理由のひとつには、学校にいるときも委員会活動などで忙しく、ゆったりと図書館に足を運ぶ時間がないということです。本の魅力、読書の楽しさを味わうには、読書時間の確保は必要不可欠です。これらの課題をひとつずつ地道にクリアしていくことが必要です。

平成20年度には市内の小中学校すべてに司書教諭が配置されました。今後は司書教諭が図書館教育にかかわる仕事に、十分な時間を費やすことができるように対策を工夫し、子どもたちに適切なレファレンスサービスが行えるようにしていきます。環境整備についても、市立図書館や市の学校図書館補助員と連携して充実できるように、様々な支援をして行くことが必要です。

《施策の方向》

① 学校図書館の図書資料及び設備等の整備・充実

ア 津島市第4次総合計画・実施計画に基づく整備

子どもが読書等に親しめるように、市の実施計画に基づき、学校図書館の蔵書数を学校図書館図書基準に見合うよう整備し、将来的には図書資料の情報化を行い、各学校間連携を促進し、図書資料が相互利用できるようシステム化を図るなど、読書活動の推進に努めます。

イ 読書スペースの整備

ボランティア団体と連携した本の読み聞かせや「おはなし会」等の様々なイベントが可能なスペースや、学習に役立つ図書資料の紹介スペースを設けるなど、児童・生徒のための積極的な読書活動を推進していくために読書スペースの整備に努めます。

ウ コンピューターを活用した情報化の推進

児童・生徒の自主的な学習活動をサポートする「学習センター」として学校教育の中核的役割を担う学校図書館を目指し、パソコンによる図書検索システムの導入を進め、あわせて市立図書館の蔵書インターネット検索機能を活用し連携を図ります。

② 学校図書館の活用を図るための人的配置等

ア 司書教諭・図書館補助員の計画的な配置

司書教諭については学校図書館基準にそって各学校に配置されていますが、今後、学校図書館のより一層の有効利用を促すため、司書教諭を補助する図書館補助員を配置し、児童・生徒の読書及び、図書資料の選択・収集・提供など、子どもの読書活動に対して指導に当たり、学校図書館の質の向上を図ります。

イ 司書教諭の役割の理解及び教職員の協力体制の確立の促進

教育活動を通じて子どもの読書活動の充実を図り、読書習慣を身に付けることは、学校の重要な役割で、全教職員が連携して読書指導を進めるなど、協力体制の確立に努めます。

(3) 子どもの読書活動推進体制の整備・充実

- 子どもの読書活動の推進のためには、読書にかかわる機関や団体などと連携・協力することで、より身近に子どもが本に触れる機会を増やすことができます。そのために幅広い意見を聴取できるような仕組みをつくることが重要です。

市が中心となり社会全体で子どもの読書活動を推進するとともに、市民の多様な意見の反映に努めます。

また、図書館司書・司書教諭の研修についても充実を図ります。

《現状と課題》

現在、子どもの読書活動にかかわる機関や団体等から幅広い意見を聴取、反映できるような体制、組織の整備は不十分ですが、現在、学校図書館担当司書教諭、図書館司書、学校教育課、社会教育課の職員による連絡会を実施しています。今後さらに幅広く意見を求めていくことが必要です。

この計画の推進に当たっては、社会全体の取り組みが不可欠であり、子どもにかかわる施設、団体、子どもを取り巻くすべての大人たちが情報交換を密にし、連携することが必要です。

《施策の方向》

- ① 子どもの読書活動推進のための組織づくり
 - ア 市立図書館を中心とする、子どもの読書に係る関係団体との組織づくり
効果的に計画を推進させるために、関係団体との連携・協力体制による意見反映の場の組織づくりを検討します。
- ② 図書館間の協力
 - ア 他図書館との連携・協力
利用者の求めに応じた図書の相互貸借を、今後も積極的に行います。
また、他図書館との連携・協力も行います。
- ③ 教職員の研修の充実
 - ア 教職員研修による教職員の指導力の向上
教育活動を通じて子どもの読書活動の充実を図り、読書習慣を身に付けることは、学校の重要な役割で、全教職員が連携して読書指導を進めるなど、研修の機会等を増やし指導力の向上に努めます。
- ④ 図書館司書の研修の充実等
 - ア 図書館司書の適正な配置
図書館の管理運営は平成19年度から指定管理者が行っています。子どもや児童書に関する専門知識を有する職員等は常時6名配置され、人材については充足しておりますが、児童サービスの向上を目指した運営がなされるよう連携・協力をしていきます。
 - イ 図書館司書の研修の充実
子どもや児童書に関する知識を取得し、能力と技術の向上のため、研修の参加機会等を増やします。
 - ウ 司書教諭との連携による研修の充実
司書教諭との連携に基づく研修により、相互の資質の向上に努めます。
- ⑤ 民間団体・関係機関との連携・協力

ア グループ・サークル・NPO等の民間団体との情報交流

おはなしサークルや子育てサークルなど、民間団体等の人材や資源を生かして連携・協力を進め、関連事項や活動などの情報を共有し、地域の読書活動を推進します。

イ 児童館・放課後児童クラブ・放課後子ども教室等との連携・協力

子どもの読書活動の協力や情報提供などにより、子どもたちがより多くの本と出会えるよう、各施設と連携を図り、読書活動の取り組みに積極的に参加し、読書の必要性と推進のためのPRに努めます。

また、子どものニーズに応じた市立図書館の団体貸出の促進に努めます。

ウ 庁内関係部署との連携・協力

子どもの読書活動を継続的に推進していくために、関係部署との連携・協力体制により、計画の推進を図るとともに、家庭、地域、学校、図書館、市などが一体となり、具体的な施策の効果的な推進を図ります。

3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

- 子どもの読書活動の推進のため、その意義や重要性について市民の理解と関心を深めることが大切であることから、大人も含めて読書活動に対する理解・関心を高められるよう関係機関・団体との連携・協力による普及啓発活動を推進することが必要です。

(1) 啓発広報事業の推進

- 読書活動の意義や優れた取り組み、図書資料等の情報について、市域全体への啓発広報を行い、子どもの読書活動を積極的に推進します。

《現状と課題》

「子どもの読書週間」及び秋の「読書週間」に、手あそび、読みかたり、パネルシアター、エプロンシアターなどのおはなし会、読書クイズなど、子どもの読書活動について理解を深めたり、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるための事業を実施しています。

しかしながら、市全体での取り組みは行なっていません。従って、「子ども読書の日」「文字・活字文化の日」を中心に関係機関と連携し、子どもの読書活動の推進に向けて、市全体で啓発活動を行っていくことが課題です。

《施策の方向》

① 子ども読書の日等の啓発広報

ア 子どものための読書行事の実施と周知

「子ども読書の日」や「こども読書週間」における事業の実施と行事情報の提供を図ります。

イ 広報の充実と情報発信

子どもの読書活動を支えていくために、様々な機会で広報を充実するとともに、情報化・ネットワーク化を進め、市民に広く情報を発信していきます。

② 優良図書資料の普及

ア 優良な図書資料による読書への動機付け

読書週間や夏休み、冬休み等に推薦図書リストを作成し、子どもたちに読書への動機付けを図ります。

イ 優良図書事業や図書資料等の啓発広報の充実

読書活動（青少年によい本をすすめる県民運動等）の優れた取り組み、優良図書資料等の情報について、啓発広報を行い、子どもの読書活動の推進を図ります。

③ 各種情報の収集・提供

ア 各種情報の共有化

地域、学校、民間団体等における、子どもの読書活動に関わる情報の収集・提供により、情報の共有化に努めます。

◎ 津島市子ども読書活動推進計画の体系

1 家庭・地域・学校における子どもの読書活動推進

(1) 家庭・地域における子どもの読書活動推進

施策の方向	具体的な取組	新規 継続 拡充	所管部署
① 家庭における子どもの読書活動への支援			
ア はじめての本との出会いづくり	・赤ちゃん絵本リストの充実 ・ブックスタート支援事業「ブックスタート～はじめての絵本～」相談コーナーを常時開設	継続	市立図書館
イ 読書活動推進のための家庭教育の向上	・家庭教育学級等での親子読書の啓発	継続	社会教育課
ウ 家庭での読書活動の育成	・家庭での読み聞かせなど、読書習慣の啓発	拡充	市立図書館 社会教育課
エ 子どもの発達状態に応じた優良な図書の紹介	・子どもの年齢に合わせたブックリストの充実	拡充	市立図書館
② 図書館等における子どもの読書活動の推進			
ア 読み聞かせ、おはなし会などの充実	・読み聞かせ・おはなし会の充実 ・子どものニーズにあった各種行事実施	拡充 継続	市立図書館
イ 読書活動を支える人材育成	・保護者や地域ボランティア等の育成	継続	
ウ 児童図書とレファレンスサービスの充実	・児童図書の充実	継続	
	・本の相談・レファレンスサービス充実	継続	
エ 障がいのある子どもを対象にした図書資料等の充実	・障がいのある子どもを対象にした図書資料等の整備、利用促進	継続	
オ ボランティアの参加促進とボランティアに関する情報の提供	・子どもに対する新たな図書館サービスの展開のために、地域に情報を提供し、ボランティアの参加促進を促す	継続	
③ 関係機関との連携における子どもの読書活動推進			
ア 学校図書館との連携	・学校、公立図書館連絡会の開催	継続	市立図書館 社会教育課 学校教育課
イ 幼稚園、保育所（園）、学校との連携	・図書館団体見学の受入れ ・子どもの読書活動支援者養成のため図書館司書の派遣	継続	市立図書館

ウ 児童館等との連携	・図書館の団体貸出制度の利用促進	継続	市立図書館
エ 総合保健福祉センターとの連携	・乳児健診時にボランティアに対する絵本の配布・読み聞かせの助言	継続	健康推進課 市立図書館
④ 民間団体の活動に対する支援			
ア 民間団体等への情報提供による支援	・子どもゆめ基金の活用奨励	継続	社会教育課

(2) 学校等における子どもの読書活動推進

施策の方向	具体的な取組	新規 継続 拡充	所管部署
① 読書習慣の確立と読書指導の充実			
ア 読書指導の充実	・全校一斉読書活動、読書週間の実施を支援	継続	学校教育課
	・読み聞かせ活動の推進	継続	
	・推薦図書等のリスト作成	継続	
イ 自主的読書活動の支援	・児童・生徒のアイデアを活かした自主的・実践的な活動の支援	継続	
ウ 学校図書館の活用	・学校図書館の計画的な利用と機能の活用	継続	
	・利用方法、図書の分類と配列等、子どもの学校図書館への理解を深める	継続	
② 家庭・地域との連携による読書活動推進			
ア P T Aや地域ボランティア等の活用と支援	・P T Aや地域ボランティア等との連携強化	継続	学校教育課
イ 学校図書館を活用した地域との取り組み	・学校図書館を活用した地域交流の取り組み	継続	
③ 幼稚園や保育所（園）等における読書活動の推進			
ア 読み聞かせなど本に親しむ活動の充実	・読み聞かせ・おはなし会の充実	継続	児童課 市立図書館
	・身近で本に接する環境の整備	継続	
	・図書館の団体貸出制度の利用促進	継続	

2 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備・充実

(1) 市立図書館の整備・充実

施策の方向	具体的な取組	新規 継続 拡充	所管部署
① 図書館の機能の充実			
ア 県立図書館との連携強化	・県立図書館との相互貸借、オンラインによる情報交換と連携強化	継続	市立図書館

イ 他市町村等図書館とのネットワーク化	・他市町村等の図書館とのネットワークの拡充	継続	市立図書館
② 図書館の図書資料・設備等の整備・充実			
ア 図書資料の充実	・「調べ学習」のための図書資料の充実 ・神守・神島田公民館図書室の資料充実	継続	市立図書館
イ 施設の整備	・親しみやすく、利用しやすい図書館整備	継続	
	・読み聞かせ・おはなし会コーナーの整備	拡充	
ウ 郷土資料等の収集・保存	・子どもに関わる郷土資料や歴史的資料等の収集・保存	継続	
エ 利用者用のコンピューターの設置など情報化の推進	・図書館内設置の図書検索機による情報提供の促進	継続	
オ インターネットを活用した情報の発信	・図書館ホームページによる子どもへの情報提供	継続	
③ 障がいのある子どもの読書環境の整備・充実			
ア 図書館における障がいのある子どもに対応した設備の活用	・障がいの状況に応じた選書や環境の工夫、視聴覚機器の活用	継続	市立図書館
イ 障がいのある子どもに対応した図書資料の整備	・障がいのある子どもが楽しめる図書資料等の収集・整備を検討	継続	

(2) 学校図書館の整備・充実

施策の方向	具体的な取組	新規 継続 拡充	所管部署
① 学校図書館の図書資料及び設備等の整備・充実			
ア 津島市第4次総合計画・実施計画に基づく整備	・全小・中学校の蔵書整備の推進	継続	学校教育課
	・図書資料の情報化とシステム化の検討	継続	
イ 読書スペースの整備	・読み聞かせ活動のスペースや図書資料紹介スペースの整備	継続	
ウ コンピューターを活用した情報化の推進	・市立図書館の蔵書インターネット検索機能の活用の検討	継続	市立図書館
② 学校図書館の活用を図るための人的配置等			
ア 司書教諭・図書館補助員の計画的な配置	・司書教諭を補助する図書館補助員の配置	拡充	学校教育課
イ 司書教諭の役割の理解及び教職員の協力体制の確立の促進	・全教職員が連携して読書指導を推進	継続	

(3) 子どもの読書活動推進体制の整備・充実

施策の方向	具体的な取組	新規 継続 拡充	所管部署
① 子どもの読書活動推進のための組織づくり			
ア 市立図書館を中心とする、子どもの読書に係る関係団体との組織づくり	・関係団体との連携・協力体制による組織づくり	継続	市立図書館
② 図書館間の協力			
ア 他図書館との連携・協力	・他図書館との相互貸借と連携・協力	継続	市立図書館
③ 教職員の研修の充実			
ア 教職員研修による教職員の指導力の向上	・研修などを通じた指導力の向上	継続	学校教育課
④ 図書館司書の研修の充実等			
ア 図書館司書の適正な配置	・指定管理者による図書館の運営管理（平成19年度～） ・児童サービスの充実	新規 継続	市立図書館
イ 図書館司書の研修の充実	・児童書担当司書の能力と技術の向上のための研修参加機会の充実	継続	
ウ 司書教諭との連携による研修の充実	・司書教諭との連携による相互の資質の向上	継続	市立図書館 学校教育課
⑤ 民間団体・関係機関との連携・協力			
ア グループ・サークル・NPO等の民間団体との情報交流	・民間団体等の情報を共有し、地域の読書活動の推進	継続	市立図書館 児童課
イ 児童館・放課後児童クラブ・放課後子ども教室等との連携・協力	・各施設・団体との連携・協力の強化	拡充	
ウ 庁内関係部署との連携・協力	・関係部署の連携・協力による施策の効果的な推進	継続	関係各課

3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

(1) 啓発広報事業の推進

施策の方向	具体的な取組	新規 継続 拡充	所管部署
① 子ども読書の日等の啓発広報			
ア 子どものための読書行事の実施と周知	・「子ども読書の日」、「こども読書週間」の事業実施、行事情報の提供	拡充	市立図書館
イ 広報の充実と情報発信	・情報化・ネットワーク化を含め、広報	拡充	市立図書館

	活動の推進		秘書広報課
② 優良図書資料の普及			
ア 優良な図書資料による読書への動機付け	・読書週間や夏・冬休み期間等に推薦図書の紹介	継続	市立図書館 学校教育課
イ 優良読書事業や図書資料等の啓発広報の充実	・優良読書事業などの啓発広報の充実	継続	市立図書館 関係各課
③ 各種情報の収集・提供			
ア 各種情報の共有化	・各団体の読書活動に関わる情報の収集・提供による情報の共有化	継続	市立図書館 社会教育課

資料

○ 子どもの読書活動の推進に関する法律

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日

法律第154号

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。
（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

津島市子ども読書活動推進計画

(第二次)

平成23年8月

発行/津島市教育委員会

編集/津島市教育委員会社会教育課

〒496-8686

愛知県津島市立込町2-21

電話0567-24-1111

FAX0567-25-8748